

河川敷生活者による河川への ごみ投棄 0 (ゼロ) プロジェクト (河川ごみ問題の解決に向けた原因療法)

～2021 年度 報告書～

～はじめに～

NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラムは長年にわたって荒川のボランティア清掃に関わってきました。そして、荒川河川敷に漂着するごみの発生源の1つとして「荒川で起居する河川敷生活者によるごみの投棄」が深く関わっているのではないかと考えました。

前年度では、荒川下流域の河川敷には、河川敷生活者に由来するごみが157～390t存在していることを推計しました。しかし、河川敷に投棄されたごみを見るだけでは、この問題の実態は見えませんでした。

そこで、今年度は改めて現地調査等を行い、この問題の全体像の精確な把握を目指すと共に、この問題に関わる皆様にとって少しでも有益な情報を獲得することを目指しました。ぜひご一読ください。



目 次

1. 本事業の概要と目的.....	1
(1) 前年度事業の成果と課題.....	1
① 前年度事業で明らかになったこと（成果）.....	1
② 前年度事業では明らかにできなかったこと（課題）.....	1
(ア) 対策の必要性が不明確.....	1
(イ) 解決すべき課題のポイントが不明確.....	1
③ 前年度事業を通して見えた問題解決の難しさ.....	2
(ア) 「アンタッチャブルな存在」としての河川敷生活者.....	2
(イ) 分野を横断する課題.....	2
(2) 今年度事業の実施方針（前年度事業の成果と課題を踏まえて）.....	4
① 実態把握に基づく課題の提示.....	4
(ア) 実態把握.....	4
(イ) 河川敷生活者による河川へのごみ投棄量の把握.....	4
② 「荒川 CA」の効果検証.....	4
③ 課題解決に向けた情報の獲得.....	4
(3) 本事業の成果物.....	4
2. 荒川河川敷に漂着するごみの発生源.....	5
(1) 一般的な河川ごみの発生経路（河川へのごみの流入経路）.....	5
(2) 河川に流入したごみが河川敷に漂着するメカニズム.....	5
① 河川を流れるごみが、川岸へ流れ寄る.....	5
② 諸力や河川敷の環境・構造物によって漂着する.....	6
(3) 荒川下流域（荒川放水路）の特徴.....	8
① 街で発生したごみが流入しにくい構造.....	8
(ア) 街中を流れる河川との合流が少ない（特に下流域）.....	8
(イ) 沿川地域との標高差と、排水機場でのごみ回収.....	8
② 荒川独自のボランティア清掃の仕組み.....	10
(ア) 荒川クリーンエイド（荒川 CA）.....	10
(イ) 「いつでもできるゴミ拾い」.....	10
(ウ) 公園管理者やその他のボランティア等による清掃活動.....	10
(4) 【まとめ】 荒川下流域に漂着するごみの発生源.....	11
① 漂着ごみの発生メカニズムから見た発生源.....	11
② 荒川独自のボランティア清掃の仕組みから見た発生源の考察.....	12
③ 発生源として浮かび上がる「河川敷生活者」の存在.....	12
3. 河川敷生活者が排出するごみの影響.....	13
(1) ごみの投棄方法（3分類）.....	13
① （分類1）河川敷の定点へのごみ排出（行政等による指導に従う）.....	13
(ア) 特徴.....	13
(イ) 定点へのごみ排出の現地調査.....	14
② （分類2）河川敷の人目に付きにくい場所への投棄.....	16
(ア) 特徴.....	16
③ （分類3）河川への直接投棄.....	16

(ア) 特徴.....	16
(2) 河川に直接投棄されるごみの影響.....	17
① 河川に直接投棄されるごみの割合.....	17
② 前年度調査では見えなかった「河川に直接投棄されるごみ」の実態.....	17
(ア) 目視中心の現地調査や GIS を用いた調査の限界.....	17
(イ) 関係団体や河川敷生活者を対象としたヒアリング調査の限界.....	17
③ 荒川 CA における地域別の回収量.....	17
(3) 「漂着ペットボトル」を指標とした調査.....	19
① 調査の目的.....	19
② 尿入りペットボトルが河川敷生活者の投棄に由来する理由.....	19
(ア) 一般の河川敷利用者からの発生を検証する.....	19
(イ) トラック等のドライバーからの発生を検証する.....	19
(ウ) 河川敷生活者からの発生を検証する.....	20
(4) 「漂着ペットボトル」の調査結果.....	20
① 上流・下流での「漂着ペットボトル」の採取.....	20
② 漂着ペットボトルの調査結果.....	21
(ア) 調査方法.....	21
(イ) 調査結果.....	21
(5) 【まとめ】 河川敷生活者が排出するごみの影響.....	22
4. 河川敷生活者が排出するごみの量.....	23
(1) 河川敷生活者 1 人あたりが排出するごみの量.....	23
① 調査目的.....	23
② 調査方法.....	23
③ 調査結果.....	24
(2) 荒川下流域の河川敷生活者によるごみの排出量と、河川への流出量.....	25
① 荒川下流域における河川敷生活者数.....	25
② 河川敷生活者が排出するごみの量と、河川へ流出するごみの量（荒川下流域）.....	25
(3) (参考) 荒川上流域の河川敷生活者によるごみの排出量と、河川への流出量.....	26
① 荒川上流域における河川敷生活者数.....	26
② 河川敷生活者が排出するごみの量と、河川へ流出するごみの量（荒川上流域）.....	27
(4) (参考) 河川敷生活者が排出するごみの量と、河川へ流出するごみの量（荒川全域）.....	27
(5) 【まとめ】 河川敷生活者が排出するごみの量（※荒川下流域）.....	28
5. 荒川の清掃活動（荒川 CA）で回収されるごみの量.....	29
(1) 対症療法としての効果を測定する.....	29
① 河川/海洋ごみ問題に対する「原因療法」と「対症療法」.....	29
② 「対症療法」としての荒川 CA.....	29
(2) 効果測定の実施内容.....	30
① 荒川 CA で回収されたごみ袋の重量を測定（1 袋平均重量を算出）.....	30
(ア) 調査方法.....	30
(イ) 調査結果.....	30
② 内容物を除去したペットボトルの 1 袋平均重量を算出.....	30
(ア) 調査方法.....	30
(イ) 調査結果.....	31
(ウ) （考察）回収されるペットボトルに含まれる液体の影響について.....	31
③ 荒川 CA 全体での回収量を推計.....	32
(ア) 回収量の推計結果.....	32
(3) 【まとめ】 荒川 CA の対症療法としての効果.....	32

6. 根本的解決を目指すための現地調査	3 3
(1) 根本的解決に向けた前提の確認	3 3
① 「河川敷の定点へのごみ出し」は根本的な解決策とならない	3 3
(ア) 消去法として選択される「河川敷の定点へのごみ出し」	3 3
(イ) 「定点へのごみ出し」を考える上での注意点	3 3
② 河川敷生活者の減少が荒川の河川ごみ減少に直結する	3 4
(ア) 荒川で起居する河川敷生活者数の推移	3 4
(イ) 河川敷生活者数の減少に伴う河川ごみの減少	3 4
(ウ) 荒川で起居する河川敷生活者数の今後の見通し	3 4
(エ) 河川敷生活者の対策を進める上での注意点	3 5
(2) 現地調査の実施	3 6
① 実施方法	3 6
(ア) 河川敷生活者住居の目視調査	3 6
(イ) 居住エリア／非居住エリアにおける河川敷設備の確認	3 6
(ウ) 居住エリア／非居住エリアにおける周辺環境の確認	3 7
(3) 現地調査の結果	3 7
① 河川敷設備調査	3 7
(ア) 公衆トイレの存在は居住エリアの選択に大きく影響しない	3 7
(イ) 居住エリア近辺に水道設備が設置されている場合が多い	3 8
② 周辺環境調査（居住エリアの特徴）	4 2
(ア) 人通りが少ないエリアで集落が形成されている事例	4 2
(イ) 人通りが少ないエリアに住居が点在している事例	4 6
(ウ) 自然地等において人目に付きにくいように住居が点在している事例	4 7
③ 周辺環境調査（非居住エリアの特徴）	5 1
(ア) 水際まで整備されているエリア	5 1
(イ) 見通しが良く、単独での新たな居住が難しいエリア	5 1
(4) 河川敷生活者がもたらす河川敷環境の変化	5 2
① 未整備の環境が生まれやすい	5 2
(ア) 住居周辺の植物が繁茂して見通しが悪くなる	5 2
(イ) 外部からの干渉を拒む環境が生まれやすい	5 3
② 対策事例	5 4
(ア) 荒川親水公園の再整備（河口から 27.4～27.9km, 左岸, 戸田市）	5 4
(イ) 葛飾あらかわ水辺公園の冬期刈払	5 4
(5) 【まとめ】 現地調査の結果	5 5
7. 河川敷生活者の退去跡におけるごみ回収とその効果	5 6
(1) 実施概要と目的	5 6
① 実施概要	5 6
② 目的	5 6
(ア) 海洋へ流出する可能性のあるごみを回収する	5 6
(イ) 退去跡に新たな居住者が住まないような工夫と環境整備	5 6
(2) 実施結果	5 6
① 2021/11/11(木)_平井大橋上流左岸（葛飾区）	5 6
(ア) 実施前	5 6
(イ) 実施結果	5 7
(ウ) 回収量の計測	5 8
(エ) 清掃地点の環境整備	5 8
② （参考）2022/1/31(月)15：00～16：00_自由広場隣の河川敷（墨田区）	5 9

(ア) 実施の目的.....	59
(イ) 実施前.....	59
(ウ) 実施結果.....	59
③ (参考) 河川維持管理工事による撤去_堀切橋上流右岸(足立区).....	60
(ア) 河川維持管理工事による撤去前(2021年6月16日撮影).....	60
(イ) 河川維持管理工事による撤去後(2022年2月16日撮影).....	61
④ (参考) 河川維持管理工事による排出ごみの回収_平井大橋上流左岸(葛飾区).....	61
(ア) 河川維持管理工事によるごみ回収(定点観測).....	61
(3) 【まとめ】 河川敷生活者の投棄ごみ回収プロジェクトを通じた考察	62
(ア) 食品容器.....	62
(イ) ペットボトル.....	62
(ウ) 衣類の投棄が多い.....	63
(エ) 布団類の投棄が多い(粗大ごみ).....	64
8. 行政・自治体等との情報共有と対策の検討	65
(1) 行政・自治体との情報共有.....	65
① 発生源対策の必要性.....	65
② 行政・自治体との情報共有の必要性.....	65
(2) 地域政党との情報共有と問題解決に向けた意見交換.....	66
① 概要と目的.....	66
② 意見交換の概要.....	66
(ア) 本報告書に対する感想.....	66
(イ) 区政に提言・反映できる点.....	67
9. 本事業の総括	68
10. (参考) GIS を利用した調査	70
① 河川ごとの指標データの作成.....	70
(ア) 指標データ作成の目的.....	70
(イ) 指標データの作成方法.....	70
② 作成・公開している河川の指標データ.....	70
(ア) 東京都市圏.....	70
(イ) 名古屋都市圏.....	70
(ウ) 大阪都市圏.....	70

6. 根本的解決を目指すための現地調査

(1) 根本的解決に向けた前提の確認

① 「河川敷の定点へのごみ出し」は根本的な解決策とならない

(ア) 消去法として選択される「河川敷の定点へのごみ出し」

- 荒川下流域で起居する河川敷生活者が1年間に排出する生活ごみの量は、荒川下流域だけでも **81.36~103.06t** に上る（粗大ごみ除く）。このうち5~7割程度が荒川に直接投棄されている可能性がある。
- そのため、今後も河川敷生活者の居住を前提として考えるならば、荒川から発生する河川ごみの量を減らすためには、河川敷生活者による「河川へのごみの直接投棄」を防ぐことが不可欠である。
- この対策の1つとして考えられるのが、現状でも一部の河川敷生活者によって行われている「河川敷の定点へのごみ出し」（以下、単に「定点へのごみ出し」と記載）の徹底、である。

(イ) 「定点へのごみ出し」を考える上での注意点

a. 違法行為

- 「河川敷における無許可の工作物の建築自体」が河川法に違反するため、河川敷生活者の居住自体が基本的に違法行為である。
- また、河川敷での居住に伴って発生するごみを河川敷に投棄することは、どのような排出方法であっても違法行為³⁷である。そのため、「河川への直接投棄」という環境負荷の最大化を避ける目的があっても、「定点へのごみ出し」という違法行為を公的に推奨することはできない。

b. 排出ごみの総量

- 現状では消去法として選択されている「定点へのごみ出し」をさらに徹底する場合、荒川下流域だけでも年間 **81.36~103.06t** ものごみが、公共空間である河川敷に排出されることになる。
- 不定期で排出される大量のごみを、河川敷の環境を維持しながら適切に回収することは困難であるし、適切に回収できなければ河川敷がごみで溢れることになる。

c. 河川敷環境の維持・管理の視点

- 河川敷に投棄されるごみは一般利用者による不法投棄を誘発する。そのため、公共空間である河川敷環境の適切な維持・管理を考えると、「定点へのごみ出し」は環境負荷の最大化を避けるための「消去法」の手段として考えなければならない。
- 以上のことから、河川敷生活者による「河川へのごみの直接投棄」を減らすためには、「荒川で起居する河川敷生活者の数を減らすこと」が不可欠となる。

³⁷ 「河川法(河川法施行令)」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって罰則が規定されている。

(参考) 遠賀川河川事務所 HP, http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/activity/unlawful_dumping.html

② 河川敷生活者の減少が荒川の河川ごみ減少に直結する

(ア) 荒川で起居する河川敷生活者数の推移

- 荒川下流域の河川敷生活者数は 2005 年の 557 名をピークに、長期にわたって減少傾向にある。これは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(2002 年成立)に基づく行政/自治体の施策や、2019 年までの景気回復基調による雇用環境の改善等を反映しているとみられる。
- しかし、2020 年前半からの新型コロナウイルス蔓延に伴う社会情勢の変化によって、多くの人々が経済的な事情で居宅を失うリスクにさらされている。今年度の現地調査でも、河川敷生活者の退去跡が見られる一方、新たに河川敷での居住をスタートさせた河川敷生活者の様子が見られた。

(イ) 河川敷生活者数の減少に伴う河川ごみの減少

- 荒川下流域で起居する河川敷生活者が 1 年間に荒川へ流出させるごみの量は、1 人あたり推計で 271.21~379.70kg に上る (粗大ごみを除く)。そのため、河川敷生活者数の減少は河川ごみの減少に直結する。
- 上述の通り、荒川下流域で起居する河川敷生活者の人数は、2005 年の 557 名をピークとして、2020 年初頭にはすでに 1/3 程度まで減少しているため、この減少分だけ荒川から流出するごみの量も減少したと考えられる。
- 今後は河川敷で長年生活する河川敷生活者の街中への居宅移行や、ホームレス状態にある人々が新たに荒川河川敷で居住するのを防ぐための対策が求められる。

(ウ) 荒川で起居する河川敷生活者数の今後の見通し

a. 東京都心の市街地や公園等の環境変化

- 東京都では 2024 年度末までに「自立の意思を持つ全てのホームレスが地域生活へ移行する」という目標³⁸の下に、街中や公園、東京都管理の河川沿いでの居住に対する管理を強化している。
- 特に、多くのホームレスが小屋がけをして生活していた都内の大規模な公園や隅田川等の河川沿いでは新たな居住が厳しく管理されており、都心部の主要な公園や河川沿いに居住するホームレスの数は大きく減少している³⁹。

b. 長期居住の場として選択される荒川河川敷

- 行政/自治体による自立支援の施策によってホームレス状態にある人々の数は減少を続けているが、中には「ホームレス状態」の継続を望む層も一定数おり、ホームレス状態が長くなるほどその傾向が強くみられる⁴⁰。また、ホームレス生活を長く続ける(5年以上)場合、公園や河川が選択されやすくなる⁴¹。
- 一方、都内の大規模な公園や東京都管理の河川沿いでの居住が難しくなっていることから、次に挙げるような条件を有する荒川河川敷は、定住性を求める路上生活者にとって今後も居住地として重要な選択肢になると考えられる。

³⁸ 「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画 (第 4 次)」(東京都,2019,p19)

³⁹ 『ホームレスによる河川へのごみ投棄 0 プロジェクト報告書』(ACF,2020,pp1-2,pp17-18)

⁴⁰ 「ホームレスの実態に関する全国調査 (生活実態調査) の調査結果 (全体版)」(厚生労働省,2016,p187・190)

⁴¹ 「ホームレスの実態に関する全国調査 (生活実態調査) の調査結果 (全体版)」(厚生労働省,2016,p93)

c. 路上生活者にとっての荒川下流河川敷の環境

- 人口密集の市街地に近いため、生活物資や換金物の調達、買い物や公共施設の利用等の面で利便性が高い。
- 高い堤防や隣接河川、大規模公園等によって一般市民の生活圏から隔てられている。そのため街中のホームレスと異なり、一般市民からの暴力に遭遇しにくい。
- 豊かな自然によって人目から逃れやすい（ヨシ等の植物が枯れる冬期を除く）。
- 国や自治体によって一般市民のために整備された公共用地（公園・スポーツグラウンド等）が多いため、自由に利用できるライフライン（水道設備や公衆トイレ等）が設置されている。

(工) 河川敷生活者の対策を進める上での注意点

a. 福祉制度等との連携が前提条件

上述の通り、河川敷生活者を居住させない（人数を減らす）ことが、荒川における河川ごみ問題の解決に直結する。しかし、単に河川敷生活者を減らすことだけを目指せば、居住の場を奪われた人々を増やすだけになってしまう。そのため、東京都が進めるホームレスの自立支援策や自治体の福祉政策につなげることが前提となる。

また、河川敷生活者の中にはホームレス状態の継続を望む者や、知的・精神等の高い障害保有率も見られるため、強い措置を伴う退去策の推進には慎重な対応が求められる*。

*（参考）河川敷工事エリア（写真左、総武線下流左岸,2022年1月18日撮影）の脇に立つ河川敷生活者の住居。基本的に強制的な退去は行われない。



b. 一般利用者の利便性との兼ね合い

河川敷生活者が荒川河川敷を定住場所として選択する理由の1つに、水道等の設備を比較的自由に利用できることが挙げられる。これらの設備は基本的に一般利用者の利便性を目的として整備されているが、河川敷生活者にとっては「重要なライフライン」として活用されている。特に、水道設備が河川敷生活者によって活用されていることが、現地調査（後述）によって明らかとなった。

河川敷生活者の対策として水道等の設備利用を制限する場合には、一般利用者の利便性を制限することにもつながるため、その効果との兼ね合いに注意が必要である。

(2) 現地調査の実施

① 実施方法

(ア) 河川敷生活者住居の目視調査

a. 調査範囲

- 荒川の両岸において、河口から上流約 29.0km（笹目橋上流地点）までの目視調査を実施した（表 6-1）。
- 河川敷道路から目視できる範囲だけでなく、自然物等に隠れた住居⁴²についても可能な限り調査を行った⁴³。

b. ヒアリング調査

- 目視調査の精度を高めるために、コミュニケーションが可能な河川敷生活者に対して、生活方法等についてのヒアリング調査も行った。

表 6-1 目視調査の主な実施日と実施エリア

*下の調査日以外でも可能な限り現地調査を行い、河川敷生活者によるごみ問題の実態把握に努めた。

主な調査日*	調査エリア	
2021/12/2	右岸	河口～木根川橋
2021/12/7	右岸	木根川橋～西新井橋
2021/12/13	右岸	西新井橋～新荒川大橋
2021/12/20	右岸	新荒川大橋～笹目橋
2022/12/2	左岸	河口～船堀橋
2022/1/18	左岸	船堀橋～中川水門
2022/1/17	左岸	中川水門～扇大橋
2022/12/28	左岸	扇大橋～鹿浜橋
2022/12/17	左岸	鹿浜橋～笹目橋

(イ) 居住エリア／非居住エリアにおける河川敷設備の確認

a. 河川敷生活者の居住エリアにおける河川敷設備調査

- 河川敷生活者の居住エリア周辺において、河川敷生活者が日常的に利用できる河川敷設備の有無を確認した。この調査を通じて、河川敷設備の設置・利用計画に有効な情報の獲得を目指した。

b. 河川敷生活者の非居住エリアにおける河川敷設備調査

- 河川敷生活者が居住していないエリアにおいても河川敷設備の有無を確認した。
- 河川敷生活者が居住していないエリアは「河川敷での生活に必要な設備条件を備えていない」可能性が高い。この調査を通じて、設備の配置方法や配置の有無など、今後の河川敷設備の設置・利用計画に有効な情報の獲得を目指した。

c. 注目した設備要件

- この調査の実施にあたり、特に「公衆トイレ」「水道設備」の2点に注目した。
- また、この2点以外にも特徴のある設備要件を確認した。

⁴² 河川敷生活者の中には社会的な事情によって一般の人目から隠れ住む者も含まれる。その他、一般人からの襲撃等から身を守る理由などから、一般の利用者が立ち入りにくい場所で居住する場合が多い。

⁴³ 2020年度調査では同調査範囲で116件（退去済み6件を除く）の住居を確認したが、2021年度調査では153件（退去済みを除く）の住居を確認した。

(ウ) 居住エリア／非居住エリアにおける周辺環境の確認**a. 河川敷生活者の居住エリアにおける周辺環境調査**

- 河川敷生活者の居住エリアの周辺環境を確認した。この調査を通じて、河川敷生活者が居住に必要とする環境要件を把握して、今後の河川敷環境整備に有効な情報の獲得を目指した。

b. 河川敷生活者の非居住エリアにおける周辺環境調査

- 河川敷生活者が居住していないエリアは、「河川敷生活者の居住に必要な環境条件を備えていないエリア」または「すでに何らかの対策が有効に働いているエリア」と考えられる。
- 河川敷生活者が居住していないエリアについても、こうした視点から環境調査を行うことで、今後の河川敷環境整備に有効な情報の取得を目指した。

c. 注目した環境要件

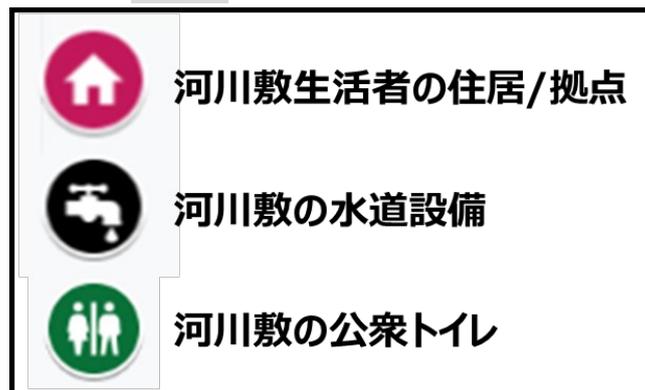
- この調査の実施にあたり、特に「居住スペースの有無」「人通り」の2点に注目した。
- また、この2点以外にも特徴のある環境要件を確認した。

(3) 現地調査の結果

- 以下では現地調査で明らかとなった、河川敷生活者の居住における顕著な特徴を挙げている。
- 「河川敷生活者の居住場所」「河川敷に設置された水道設備」「河川敷に設置された公衆トイレ」の位置情報は、「別添資料2 現地調査(2021)」(※Google マイマップ)に整理した。
- なお、以下の事例に記載した件数等はいずれも調査時点のものである。

① 河川敷設備調査

図 6-1 マップ上のアイコン (凡例)

**(ア) 公衆トイレの存在は居住エリアの選択に大きく影響しない**

- 河川敷設備の調査において、河川敷生活者の居住エリアと公衆トイレとの関係性に着目した。
- 河川敷生活者の居住場所が水道設備の付近にある例(後述)は多く見られるが、公衆トイレについてはこうした関係性はあまり見られない。
- ただし、水道設備と公衆トイレが併設されている場所も多いため、河川敷生活者は公衆トイレも日常的に利用していると考えられる。

(イ) **居住エリア近辺に水道設備が設置されている場合が多い**

a. **水道設備の付近が好まれる理由**

- **現地調査を通して最も顕著に見られた特徴**である。
- 河川敷の水道設備の多くは、公園や運動グラウンドの一般来訪者の利用を想定して設置されている。しかし、河川敷生活者は以下のような用途で利用しており、水道設備は河川敷生活者にとって重要なライフラインとなっている。

b. **河川敷生活者による水道設備の用途**

(a) **飲用や炊事用としての用途**

飲料水の確保は日常生活において重要な点である。飲料水や生活水の確保を目的として、自由に利用できる水道設備は河川敷生活者によって積極的に利用されている。河川敷生活者へのヒアリングでも、付近の水道設備で生活水を確保していることを確認した⁴⁴。また、付近に水道設備がない河川敷生活者からは「水分は購入している」という回答を得た⁴⁵。

なお、河川敷生活者の住居周辺ではペットボトルがよく見られるが、密閉性に優れ、運搬しやすいペットボトルは、河川敷生活者の飲用水・生活水の確保に有効活用されている。

(b) **清潔な身だしなみを確保するための用途（洗身・洗髪・洗濯等）（写真 6-1）**

河川敷生活者の住居の多くが市街地の近くにある理由の1つとして、生活物資を購入するための店舗や公共施設を利用しやすいことが挙げられる。しかし、店舗や公共施設を利用するためにはある程度清潔な身だしなみが求められる。

身だしなみ等によってこうした店舗・施設の利用を制限されることはあってはならないが、一般利用者とのトラブルなどを避けるためにもこの点については配慮が求められるのが実状である。そのため、河川敷生活者の多くは洗濯や洗身等によって清潔な身だしなみの確保に努めている。



写真 6-1 一般利用目的以外での使用禁止を訴える貼り紙（左：江戸川区、右：墨田区）

⁴⁴ 戸田市の荒川親水公園でのヒアリング（左岸,河口から約 28km）。

⁴⁵ 都営新宿線下流左岸でのヒアリング（河口から約 3km）

c. 水道設備の付近が居住地として選好されているエリア例

(a) 都営新宿線周辺～荒川大橋下流（右岸, 江戸川区）

<https://goo.gl/maps/EMTX4WnJCXsbmwQR7>

- 荒川大橋の下流右岸では堤防法面上に水道設備が設置されている。そして、この水道設備の近くに河川敷生活者が居住している。
- 河川敷生活者住居への出入り口が水道設備にたどり着きやすい場所に設置されていることから、水道設備が重要なライフラインとして利用されていることが分かる。

図 6-2 荒川大橋下流右岸（住居と水道設備との位置関係）

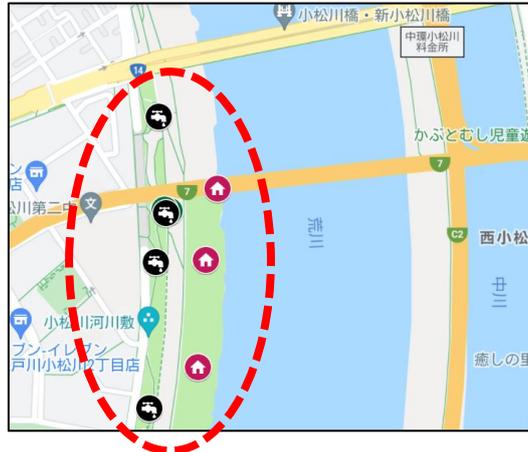


写真 6-2 河川敷生活者の住居（左）と付近の水道設備（右）

(b) 中川水門周辺～木根川橋周辺（右岸, 墨田区）

<https://goo.gl/maps/SQjT7FEZRzZJW7Y77>

- 中川水門周辺から木根川橋の周辺は野球場やサッカー場などの一般利用目的で開放されたエリアと背の高い草草が広がっている。
- 河川敷生活者が住居を構えられるスペースは他にも多く見られるが、3 件の住居は全て水道設備の付近にある（写真 6-3）。

図 6-3 木下水門周辺～木根川橋周辺（右岸）





写真 6-3 水道設備（左）と付近の住居 2 件（右）

(c) 新荒川大橋上流（右岸, 北区）

<https://goo.gl/maps/DSjKjMUGfjYvepZcA>

- 新荒川大橋上流には緑地や生物観察用の水辺（北区・子どもの水辺）、野球場、サッカー場などが整備されているため、多くの水道設備が設置されている。
- 新荒川大橋の橋梁下から JR 京浜東北線等橋梁上流（河口から 21.5～22.2km）にかけて、10 件の河川敷生活者住居があり、集落が形成されている。
- このエリアの河川敷生活者は水道設備を炊事や洗濯に積極的に利用している。
（※「北区・子どもの水辺」運営者からの報告）

図 6-4 新荒川大橋上流の水道設備と付近の集落（右岸, 北区）



写真 6-4 水道設備（左）と付近の河川敷生活者の集落（右）

(d) 木根川橋周辺（左岸, 葛飾区）

<https://goo.gl/maps/8SwQRP9rmvNcnXid7>

- 木根川橋下流左岸の野球場周辺には、野球場の利用者のために水道設備が設置されている。
- 付近の河川敷生活者の住居は、この水道設備を利用しやすいエリアの水際（草地の中）に建てられている。

図 6-5 木根川橋周辺の水道設備と住居との位置関係



写真 6-5 水道設備（左）と付近の河川敷生活者の住居（右）

② 周辺環境調査（居住エリアの特徴）

周辺環境調査によって、以下で詳述するように「人通りが少ないエリア」や「自然地」が生活拠点として河川敷生活者に選好されていることが分かった。「人通りが少ないエリア」や「自然地」では、前項の河川敷設備調査で取り上げた「水道設備」が付近にない場合も多い。したがって、ここで事例として挙げたエリアに居住する河川敷生活者は、水道等の河川敷設備へのアクセスよりも、周辺環境を重視して拠点を選択していることが分かる。

（ア）人通りが少ないエリアで集落が形成されている事例

- 荒川下流域の左岸において多く見られる特徴である。
- 荒川下流域の左岸は、併流する河川等（戸田ボートコース、綾瀬川、中川）で隣接市街地から隔てられているエリアが多い。そのため、これらのエリアは市街地からアクセスしにくく一般利用者が少ない。
- 以下では、河川敷道路の人通りが少なく、利用者が少ない公園等の水際に河川敷生活者の集落が形成されているエリアの例である。

a. 平井大橋上流 葛飾あらかわ水辺公園（河口から 5.75～6.8km，左岸，葛飾区）

<https://goo.gl/maps/PFsPegputNTu2cy5A>

- 総武線橋梁下流から中川水門までの葛飾あらかわ水辺公園では、延長約 1km の公園範囲内に 16 件の河川敷生活者住居と 1 件の退去跡が見られた。この他、平井大橋橋梁下には、住居様式でない河川敷生活者 3 名の生活拠点がある。
- 特に「生物ゾーン」と呼ばれるエリアには、延長約 0.4km の範囲に 13 件の河川敷生活者住居が集中しており、集落が形成されている。

図 6-6 葛飾あらかわ水辺公園に形成された集落



写真 6-6 葛飾あらかわ水辺公園の生物ゾーンに建ち並ぶ住居



b. 戸田公園（荒川運動公園 ラグビー場）（河口から 26.8～27.0km, 左岸, 戸田市）

<https://goo.gl/maps/D8Qih2ndwysBFS928>

- 公園脇の遊歩道沿い約 200m の範囲に 5 件の河川敷生活者の住居が並んでいる。
- このエリアは戸田ボートコースによって市街地から隔てられているため、河川敷の一般利用は少ない。
- 戸田公園はグラウンドとして整備されているため利用者はあるが、河川敷生活者の住居が建ち並ぶ水際の遊歩道は背の高い植物によってグラウンドから遮蔽されているため、一般の遊歩道への立入はほとんどない。

図 6-7 戸田公園脇に形成された集落



写真 6-7 戸田公園脇の遊歩道沿いに建ち並ぶ住居

c. 荒川親水公園（河口から 27.4～27.9km, 左岸, 戸田市）

<https://goo.gl/maps/2eusrAF3gxrN4WVZ9>

- 荒川親水公園の上流側の低木エリア内に 6 件の河川敷生活者住居がある。
- 荒川親水公園は荒川・笹目川・ボートレース戸田に囲まれた立地であるため、河川敷の利用者が少ないエリアである（図 6-8）。
- 2021 年冬期に同エリアの再整備が行われた。この再整備では河川敷生活者の集落によって占有されていた遊歩道などが露出され、一般利用者の利便性と見通しの回復が図られた（後述）。

図 6-8 荒川親水公園の一角に形成された集落



写真 6-8 荒川親水公園の一角に建ち並ぶ住居

d. 6号向島線橋梁下流（河口から10.0～10.3km, 右岸, 墨田区）

<https://goo.gl/maps/QRAVSVpy1V8VoC4c6>

- 6号向島線橋梁下流(右岸)の隅田水門と整備されたグラウンド（鐘淵球技場等）との間の自然地内に集落が形成されている。
- 草木が繁茂するエリア内に集落ができており、同エリアはフェンスで囲まれている。そのため一般の立入はない（2022年3月時点）。

図 6-9 整備されたグラウンドと隅田水門の中間（自然地帯）に形成された集落



写真 6-9 フェンスに囲まれた自然地帯の内外に建てられた住居

(イ) 人通りが少ないエリアに住居が点在している事例

a. 清砂大橋～船堀橋（通称：中土手エリア，左岸，江戸川区）

<https://goo.gl/maps/mPZTKPNNmxY8di999>

- このエリアは江戸川区の市街地に近いが、荒川と市街地との間に中川が併流しているため、一般利用者が徒歩や自転車で荒川河川敷に進入するためには、船堀橋・葛西橋・清砂大橋を利用しなければならない。そのため、中土手エリアは人通りが少ない。
- また、このエリアの延長は約 3km であるが、その間に一般利用などを想定した公園などはない（2022 年 3 月 8 日時点）。そのため、一般利用のほとんどは河川敷道路沿いに限定されている。
- 人通りが少ないため、河川敷生活者の住居が河川敷道路のすぐ脇に位置する例も見られる（写真 6-10）。

図 6-10 清砂大橋～船堀橋の広範囲に点在する住居（河口から 0.5～3.5km）



写真 6-10 河川敷道路のすぐ脇にある住居（河口から約 0.75km）

(ウ) 自然地等において人目に付きにくいように住居が点在している事例

- 荒川下流域の河川敷では多くのエリアが自然地として保存されている（または一般利用向けに整備されていない）。
- これら自然地の内部は一般の立入がほとんどなく、人目に付きにくい。そのため、自然地内には河川敷生活者の拠点が作られやすい。

a. 小松川自然地（船堀橋～荒川大橋, 右岸, 江戸川区）

<https://goo.gl/maps/XzfXcW2YHNJiVBc76>

- このエリアはヨシ群落等の背の高い草が広がる小松川自然地の一部である。そのため、草地の奥に入らなければ河川敷生活者の住居を見つけることはできない。
- 堤防外には大きな公園や住宅棟が建ち並ぶため河川敷道路の利用者は比較的多い。しかし、河川敷生活者の住居が点在するエリアは自然地であるため、一般利用者の立ち入りはほとんどない。
- このエリアは住宅街に近く、水道設備へのアクセスが良いエリアであることも、生活拠点として選ばれる理由と考えられる（※「水道設備の付近が居住地として選好されているエリア例」としても記載）

図 6-11 小松川自然地の一部に点在する住居（河口から 4.0～4.4km）



写真 6-11 堤防法面から見た荒川大橋下流の小松川自然地（左）と自然地内の住居（右）

b. 総武線下流（通称：中土手エリア, 左岸, 江戸川区）

<https://goo.gl/maps/jC8ttG7J7r26eeBo9>

- このエリアは江戸川区の市街地に近いが、荒川と市街地との間に中川が併流しているため、一般利用者が徒歩や自転車で荒川河川敷に進入するためには、上流側の平井大橋、または1.5km下流に架かる小松川橋を利用しなければならない。そのため、人通りが少ないエリアとなっている。
- 河川敷道路と荒川本流との間に広がる自然地（主に草地）の中に、河川敷生活者の住居が点在している。

図 6-12 中土手エリアの自然地内に点在する河川敷生活者の住居（河口から 5.0～5.5km）

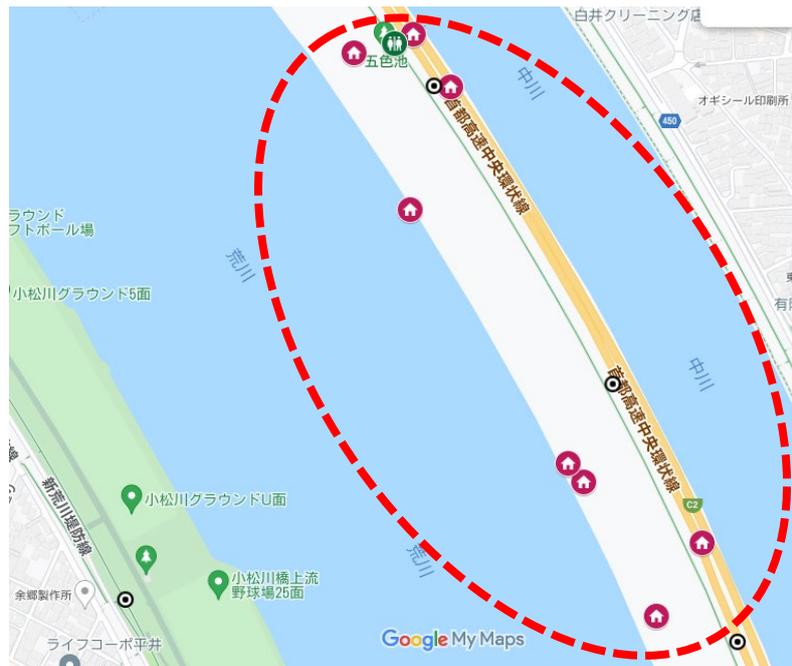


写真 6-12 中土手の自然地の様子（左）と自然地内の河川敷生活者の住居（右）

c. 中川水門上流の自然地（左岸, 葛飾区）

<https://goo.gl/maps/y5YmhQ8ishopP2aPA>

- このエリアは葛飾区の市街地に近いが、荒川と市街地との間に綾瀬川・中川が併流している。さらに、このエリアにおいて綾瀬川と中川が合流するため、一般利用者が徒歩や自転車で荒川河川敷に進入するためには、上流側の木根川橋・東四つ木避難橋、または中川水門から約 1km 下流に架かる平井大橋を利用しなければならない。そのため、上流側の野球場や広場の利用者はあるが、中川水門近くに広がる自然地は人通りが少ない。
- この自然地の中に河川敷生活者の住居が点在している。

図 6-13 中川水門上流の自然地内に点在する住居（河口から 7.0~7.6km）

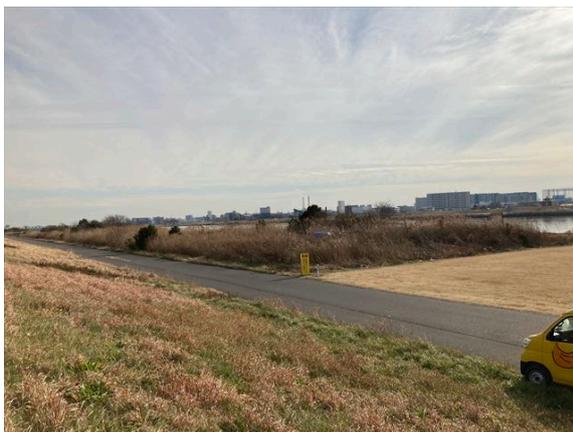
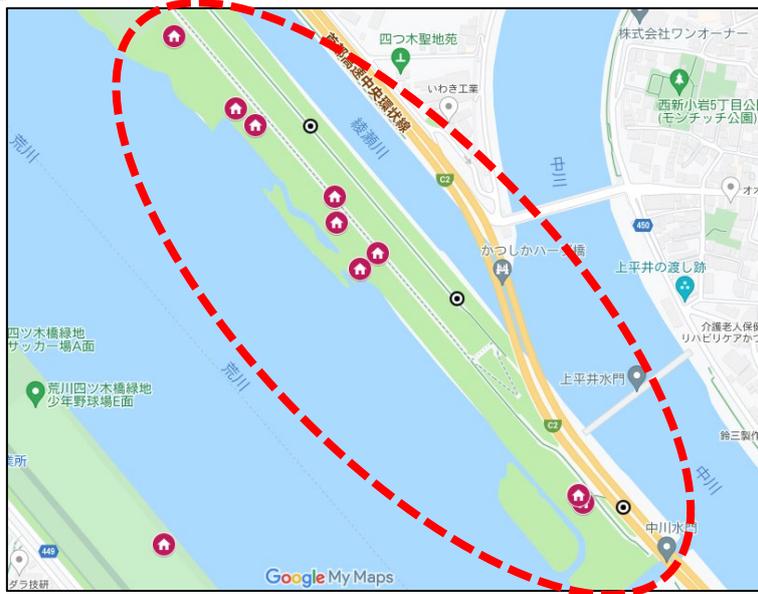


写真 6-13 堤防法面から見た中川水門上流の自然地（左）と自然地内の住居（右）

d. 西新井橋上流の本木自然地（左岸, 足立区）

<https://goo.gl/maps/VhDUcnEwY827sQbV7>

- 足立区左岸の市街地に隣接するエリアである。市街地と河川敷との間には東京都道450号新荒川葛西堤防線と堤防があるが、上述の(b)中土手エリアや(c)中川水門上流の自然地よりは市街地からアクセスしやすい。
- 下流側のグラウンドや上流側の扇ゴルフ練習場の利用者は多いが、自然地は背の高い草地と低木で構成されているため、自然地内への一般の立入はほとんどない。
- この自然地内に河川敷生活者の住居が点在している。

図 6-14 本木自然地内に点在する住居（河口から 14.0~14.5km）



写真 6-14 堤防法面から見た本木自然地（左）と自然地内の河川敷生活者の住居（右）

③ 周辺環境調査（非居住エリアの特徴）

（ア）水際まで整備されているエリア

公園や運動場等によって水際まで整備されているエリアでは住居を構えることができないため、河川敷生活者の居住は見られない。荒川の河川敷面積は広大であるため、全ての河川敷の整備を行うことは難しいが、河川敷生活者が利用しやすいライフライン（特に水道設備）を設置する際には水際までの整備が必要と考えられる。



（写真注：（左）江戸川区，右岸，（右）足立区，右岸）

写真 6-15 水際まで整備されたエリア

（イ）見通しが良く、単独での新たな居住が難しいエリア

河川敷生活者が居住を始めるためには、そのエリアの人通りが少ないことや人目に付きにくいことが必要となる。そのため、付近に水道設備があり、住居を構えるスペースがあっても、見通しの良い場所では新たに単独で居住を始めることは難しい。そのため、河川敷整備ではできるだけ見通しの悪い場所を作らないことが求められる。



写真 6-16 居住スペースや水道設備はあるが、見通しが良いエリア（足立区,右岸）

(4) 河川敷生活者がもたらす河川敷環境の変化

① 未整備の環境が生まれやすい

(ア) 住居周辺の植物が繁茂して見通しが悪くなる

河川敷生活者が居住を始めると、その居住者とのトラブルを避けるため、周辺の整備が難しくなる。例えば、定期的な刈払が行われるエリアであれば河畔木も若木の段階で刈り払われるが、河川敷生活者の住居がある場合はその周辺の刈払が避けられることが多い。

そのため、河川敷生活者の住居周辺だけ草木が繁茂する状況が生まれる (写真 6-17)。その結果、河川敷生活者の住居周辺には、見通しが悪く一般市民が立ち入りにくい自然環境が生まれることになる。



写真 6-17 河川敷生活者の住居周辺だけ草木が繁茂する



写真 6-18 河川敷生活者の住居が建ち並ぶ水辺 (左) と約 100m 上流の風景 (右)
(※住居周辺だけ草木が繁茂している様子が見える)

(イ) 外部からの干渉を拒む環境が生まれやすい

河川敷生活者の住居がある状態が長期にわたると、周囲に草木が繁茂して見通しが悪くなる。特に、複数の住居によって集落が形成されると、そのエリア一帯が草木によって閉ざされた空間となってしまう。

戸田市にある荒川親水公園の一角はその顕著な例といえる。荒川親水公園は、一般の利用者に向けて開放された整備の行き届いた公園である（写真 6-19）。しかし、上流のエリア一帯に河川敷生活者が複数居住して集落を形成したことにより、草木が繁茂して一般の立入が難しい環境が生まれていた（写真 6-20）。



写真 6-19 荒川親水公園の広場（2021年11月7日に実施された清掃活動の様子）



写真 6-20 遊歩道沿いに建ち並ぶ住居と繁茂する草木（2020年9月18日撮影）

② 対策事例

(ア) 荒川親水公園の再整備（河口から 27.4～27.9km, 左岸, 戸田市）

上述の通り、荒川親水公園では河川敷生活者の集落が形成されて草木が繁茂したことで一般の立入が難しいエリアが生まれていた。この状況に対して、2021 年末に草木や土砂で見えなくなっていた遊歩道を露出させると共に、遊歩道沿いの草木を伐採する工事が行われたことで見通しが回復された。それに伴い、一般利用者の立入が可能な環境が取り戻されると共に、これまで外部から見えなくなっていた河川敷生活者の住居も露わとなった。



写真 6-21 露出された遊歩道と回復した見通し（2021 年 12 月 17 日撮影）



写真 6-22 再整備によって露わとなった河川敷生活者の住居（2021 年 12 月 17 日撮影）

(イ) 葛飾あらかわ水辺公園の冬期刈払

葛飾あらかわ水辺公園では水際に河川敷生活者の住居が建ち並び、一般の利用者が立ち入りにくい環境が形成されている。特に春から秋にかけては植物が繁茂して外部から閉ざされたエリアが生まれる（写真 6-23）。

この状況に対して、公園整備の一環として冬期には河川敷道路から見える範囲の刈払が行われている（写真 6-24）。このエリアに建ち並ぶ河川敷生活者住居のほとんどが水際に限定されているのは、河川敷道路からの見通しを回復する冬期の刈払も影響していると考えられる。



写真 6-23 植物が繁茂する春～秋の葛飾あらかわ水辺公園（2021年10月6日撮影）
（※写真奥の水際に河川敷生活者の住居が建ち並ぶ）



写真 6-24 刈払によって河川敷道路からの立入が可能になる（2021年12月16日撮影）

（5）【まとめ】現地調査の結果

- 荒川下流域の現地調査（河川敷設備調査）では、河川敷生活者は河川敷に設置された水道設備の近くに拠点（住居）を構える傾向が見られた（※右岸に多い傾向）。
- 荒川下流域の現地調査（周辺環境調査）では、河川敷生活者の居住エリアは大きく以下の3つに分類できる（※左岸に多い傾向）。
 - ① 一般の人通りが少ないエリアに集落が形成される場合
 - ② 一般の人通りが少ない広範囲のエリアに住居が点在する場合
 - ③ 自然地等の人目に付きにくいエリアに住居が点在する場合
- 荒川下流域の現地調査（周辺環境調査）では、河川敷生活者は水際まで整備されているエリアや見通しが良い場所は居住を避ける傾向が見られた。
- 河川敷生活者が居住するエリアの周辺は草木の刈払等の河川敷整備が長年にわたって行われにくくなるため、草木が繁茂して見通しが悪い環境が生まれやすい。こうしてできあがった環境は一般利用者の立入を遠ざけるため、さらに河川敷生活者の生活に適した見通しの悪い環境へ変わっていくという悪循環が生まれる。河川敷の整備に当たっては、自然地の保全に配慮しながら見通しの良い環境の確保が求められる。

7. 河川敷生活者の退去跡におけるごみ回収とその効果

(1) 実施概要と目的

① 実施概要

何らかの理由によって退去した河川敷生活者の住居跡には、住居や生活物資、堆積された生活ごみなどがそのまま残されていることが多い。しかし、荒川のボランティア清掃（荒川 CA）では河川敷生活者の住居周辺の清掃は原則として行わないため、住居跡やごみなどがそのまま河川敷に放置されることが多い。放置されたごみは台風等による出水や強風によって荒川に流される可能性があるため、河川/海洋ごみ対策として河川敷生活者の退去跡についても積極的に片付ける必要がある。

② 目的

(ア) 海洋へ流出する可能性のあるごみを回収する

上記の通り、河川敷生活者の退去跡に残された住居や生活物資、生活ごみ等はいずれ荒川を經由して海洋へ流出する可能性が高い。そこで、退去跡の清掃によって海洋へ流出する可能性のあるごみの回収を目指した。

(イ) 退去跡に新たな居住者が住まないような工夫と環境整備

河川敷生活者の住居周辺は、河川敷環境の維持管理（草刈り等）が及ばず、背の高い草や低木に囲まれて人目が届きにくい環境になっていることが多い。また周辺には河川敷での生活に適した設備や環境が整っている場合が多いため、新たな居住者を引きつける可能性が高い。

そこで今回は河川敷生活者の退去跡の片付けだけでなく、新たな居住者を生まないように、周辺の草刈りによる見通しの回復を図った。

(2) 実施結果

① 2021/11/11(木)_平井大橋上流左岸（葛飾区）

- 実施エリア：葛飾あらかわ水辺公園内（河口から 6.5km）
<https://goo.gl/maps/xaz5KLg5onHtqaf37>
- 実施人数：1名

(ア) 実施前

- 退去跡の周囲は背の高い草や低木に囲まれており、公園内の一般立入エリアから見えない状況となっている（写真 7-1）。
- 住居前・住居内には生活ごみが堆積している（写真 7-2）。



写真 7-1 退去跡の周辺状況（周辺の草刈り前）



写真 7-2 片付け前の退去跡と住居内の様子（周辺の草刈り後）

(イ) 実施結果

- 住居前や住居内に残された生活ごみ、住居跡を全て回収・処分した（写真 7-3）。



写真 7-3 清掃活動中～清掃活動後（※右下が清掃活動後の写真）

(ウ) 回収量の計測

- 回収したごみの全量の重量を計測した (写真 7-4)。
- 回収量は **150.21kg** (表 7-1)



写真 7-4 回収したごみの全量

表 7-1 回収したごみの重量測定結果

	燃やすごみ	燃やさないごみ	ペットボトル	ビン	缶	合計	(参考) 粗大ごみ
回収袋数(袋)	30	1	5	1	1	—	18個
合計重量(kg)	129.4	8.615	10.845	0.41	0.94	150.21	計測せず

※ペットボトルは一部内容物を含む／粗大ごみを含まない

(エ) 清掃地点の環境整備

上記の清掃地点は、背の高い草と低木に囲まれて、一般利用のエリアから隠れた状態となっていた (写真 7-5)。そこで、新たな河川敷生活者が住居を構えにくいように、周囲の草刈りと低木の伐採を行うことで、一般の利用エリアからの視認性を回復させた (写真 7-6)。



写真 7-5 草刈り前の退去跡 (※草や低木で見通しが悪い状態)



写真 7-6 草刈り後の退去跡 (※草と低木の刈り払いによって視認性が回復した状態)

② (参考) 2022/1/31(月)15:00~16:00_自由広場隣の河川敷 (墨田区)

- 実施エリア：新四ツ木橋上流右岸 (河口から 8.75km)
<https://goo.gl/maps/H8xQXZtQ2iMsPRwn6>
- 実施人数：4名 (臨時アルバイト 2名を含む)

(ア) 実施の目的

河川敷生活者 1 人の排出ごみ量を調査した地点(「4 河川敷生活者が排出するごみの量」)の周囲を清掃した。このエリアは過去に数件の河川敷生活者による投棄によって大量のごみが堆積していたが、河川敷の維持管理工事等によって大部分のごみは撤去された。しかし、過去に堆積したごみの一部は地中に埋まった状態で残っている。これらのごみは今後も回収されず、出水等で河川へ流されてしまう可能性が高い。そこで、こうした堆積ごみに対する回収効果の測定を目的として、時間制限を設けた回収プロジェクトを実施した。

なお、河川敷生活者による河川へのごみ投棄の問題は、河川敷生活者の人権や安全に関わるため、大々的に取り上げることが難しい問題である。しかし、解決に向けて動き出すためには、多くの人にこの問題を知ってもらうことも必要である。そこでこの回収プロジェクトでは、普段から河川のボランティア清掃を熱心に行う高校生 2 人に参加してもらい、課題の共有を図った。

(イ) 実施前

- 地表にごみが散乱している (写真 7-7 左)。
- 地中にもごみが埋まっている (写真 7-7 右)。



写真 7-7 回収プロジェクト実施前の風景

(ウ) 実施結果

a. ごみの回収量

- 4人で1時間の清掃活動を実施したところ、回収量は 201.6kg となった。
 - 1時間で1人あたり 8袋 (約 50kg) のごみを回収できた。
- ※回収量としては一般の河川敷清掃よりも多い。

表 7-2 回収したごみの重量測定結果

	燃やすごみ	燃やさないごみ (ビン・缶含む)	ペットボトル	合計	(参考) 粗大ごみ
回収袋数(袋)	26	4	2	—	2個
合計重量(kg)	179.3	17.75	4.55	201.6	5.4

b. (参考) 参加者した高校生の意識変化

以下①②は今回の回収プロジェクトに参加した高校生 2 人 (写真 7-8) の感想である。2 人は日常的に荒川での清掃活動を行っているが、今回の活動を通して、単にごみを拾うだけでは荒川のごみ問題は解決できないという認識へ変化したことが分かる。

河川敷生活者のごみ問題は河川敷生活者の人権や安全に関わるデリケートな問題であるため、大々的に取り上げることは難しい。しかし、こうした活動を通して理解者を増やし、根本的な解決を目指す必要がある。

参加者の感想① (以下、下線は筆者による)

「今回のゴミ拾いはホームレスによるごみ投棄現場ということで、普段のゴミ拾いでは拾う事のない種類のゴミを多く拾いました。多くのゴミがある中で、洋服や毛布など布類のゴミが多くを占め、それが回収されずに地層のようにたまっている現状に衝撃を受けました。河川のゴミは漂着するものばかりでなく、今回のような種類のゴミが多くあります。河川から流れ出るゴミを減らすには、ホームレスに対してどう向き合あうのが適切なのかを考える必要性を強く感じました。」

参加者の感想②

「今まで拾ってきた場所はホームレスによる投棄ではなく漂着や一般人のポイ捨て等を拾っていたが、ホームレスの場所ではゴミが層になっていてとても驚いた。」



写真 7-8 回収プロジェクトに参加した高校生 (手前のごみ袋は回収したごみの全量)

③ (参考) 河川維持管理工事による撤去_堀切橋上流右岸 (足立区)

- 観察エリア：日の出町緑地球技場 B 面隣の河川敷 (河口から 10.75km)
<https://goo.gl/maps/CkDXntmrgUCrztaq7>

(ア) 河川維持管理工事による撤去前 (2021 年 6 月 16 日撮影)

- 河川敷生活者が街中等からの收拾や購入によって集められた、生活雑貨等のごみが多く見られる。
- 手前に荒川下流河川事務所による警告書 (令和 3 年 6 月 1 日付) が見える。



(イ) 河川維持管理工事による撤去後（2022年2月16日撮影）

- 住居本体を含めて、全てのごみが撤去された。
- 清掃ボランティアによる手作業での回収ではこのような退去跡の片付けは難しいため、行政による重機等での撤去が必要である。
- 河川敷生活者の退去情報については、当会のような団体や一般利用者等から、行政に対して素早く通報する体制の構築が必要である。



④ (参考) 河川維持管理工事による排出ごみの回収_平井大橋上流左岸（葛飾区）

- 観察エリア：葛飾あらかわ水辺公園内（河口から 6.5km）
<https://goo.gl/maps/xaz5KLG5onHtqaf37>
- エリアの特徴：付近に 13 件の河川敷生活者住居があり、河川敷生活者による定点のごみ捨て場となっている（写真 7-9）。

(ア) 河川維持管理工事によるごみ回収（定点観測）

- 常に大量のごみが堆積しているが、行政によって定期的に回収されている。そのためごみの量は一定に保たれていることが分かる。
- 写真撮影日：①2021/6/8、②2021/10/6、③2021/12/27、④2022/2/18



写真 7-9：河川敷生活者の集落近くのごみ排出エリア（定点観測）

(3) 【まとめ】 河川敷生活者の投棄ごみ回収プロジェクトを通じた考察

本年度事業では、河川敷生活者が河川敷に投棄したごみや、退去跡の住居周辺・住居内に遺棄されたごみの回収を行った。また、昨年度は投棄ごみの組成調査も実施した。以下では、これらの回収プロジェクトを通して見えてきた、河川敷生活者の投棄ごみの特徴と、社会におけるごみ問題等とのつながりについて整理した。

(ア) 食品容器

- 河川敷生活者の投棄ごみで最も多く見られたのは飲料・食品の容器包装類である(写真 7-10)。河川敷では自炊は難しいため(一部の河川敷生活者を除く)、食料品店での購入や支援団体から受け取る、容器包装入りの食事が多くなる。
- 前年度事業の「河川敷生活者住居周辺の投棄ごみを対象とした組成調査」では、破片類を除く散乱ごみ 879 個のうち 459 個(52.2%)が「飲料・食品の容器包装」であり、459 個中の 384 個(83.7%)を「食品の発泡スチロール容器」「食品のプラスチック容器」「食品のポリ袋(菓子など)」のプラスチック容器包装が占めていた。
- 河川敷生活者によって、多くの飲料・食品の容器包装が河川環境に投棄されているとみられる。飲料・食品の容器包装は大部分がプラスチックで作られているため、飲料・食品の容器包装の投棄は海洋のプラスチック汚染につながっている。



写真 7-10 投棄された食品の容器包装

(イ) ペットボトル

- 河川敷生活者が投棄した尿入りのペットボトルが清掃ボランティアによって回収されていることから分かるように、飲料・食品の容器包装に分類されるペットボトルも河川敷生活者によって河川環境に投棄されている。
- なお、河川敷生活者の投棄ごみに占めるペットボトルの割合は、荒川 CA で回収されるごみに占める割合よりも小さくなる(図 7-1)。
- この理由としては、河川に流れ込む多種多様なごみのうち、密閉状態にあるペットボトルは河川敷に漂着しやすいため、漂着ごみに占める割合が大きくなりやすいことが挙げられる。また、表面に汚れが付着しにくく河川敷でも目に付きやすいペットボトルは清掃ボランティアによって回収されやすい。そのため、回収量が大きくなることも理由として考えられる。

図 7-1 回収ごみに占めるペットボトルの割合⁴⁶

	回収ごみ袋数*3	
	河川敷生活者の 投棄ごみ*1	荒川CA*2
燃やすごみ	138	12,658
ペットボトル	17	5,244
	↓	↓
ペットボトルの割合	11.0%	29.3%

*1：全 8 回（2021/3/27～2022/1/31）の回収プロジェクトの結果

*2：2018～2021 年における荒川 CA の回収結果

*3：45L のごみ袋数

(ウ) 衣類の投棄が多い

- 河川敷生活者の投棄ごみには衣類が多く含まれる（写真 7-11）。
- 前年度事業に実施した河川敷生活者投棄ごみの組成調査では、破片類を除く散乱ごみ 879 個のうち、32 個の衣類と 11 個の靴・サンダル類が含まれていた。今年度事業における河川敷生活者の投棄ごみ量の回収調査でも多くの衣類ごみを回収した。
- 多くの衣類ごみは、ファストファッションの普及に伴い衣服が大量に廃棄されるようになった社会状況を反映している。
- 日本では家庭から年間約 48 万 t の服が廃棄されている⁴⁷。廃棄される服の中には新品・未開封のものも多いため、こうした衣服がホームレス支援団体等に寄付されて河川敷生活者の手にわたっていると考えられる。また、街中に捨てられる新品・未開封の衣服も多いため、寄付や拾得を通じて、河川敷生活者は比較的容易に衣服を手に入れられる状況にある⁴⁸。
- このように、衣類は比較的容易に入手できる物資であるため、河川敷生活者は不要となった衣類の一部を河川環境へ投棄しているとみられる。衣類には多くのプラスチック素材が利用されているため、河川環境へ投棄される衣類ごみは海洋プラスチック汚染につながっている。



写真 7-11 衣類を多く含む投棄ごみ

⁴⁶ 荒川 CA では地域によって分別数が異なるため、全地域で共通の分別方法である「燃やすごみ」と「ペットボトル」の回収量を用いて比較している。

⁴⁷ https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/（環境省,SUSTAINABLE FASHION, 最終閲覧日 2022/3/10）

⁴⁸ 路上生活者を支援する団体には多くの衣類が寄付として集まっている。

<http://www.tokyohomeless.com/Untitled-kihu.html>（新宿連絡会, 最終閲覧日 2022/3/10）

(工) 布団類の投棄が多い（粗大ごみ）

- 衣類と同様に河川敷生活者による投棄が目立つのが布団類である（写真 7-12）。
- 布団類も寄付や街中での拾得を通して比較的入手しやすい物資であるため、この状況が多く投棄につながっていると見られる。
- 荒川 CA では毎年一定量の布団・マットレスが回収されている。
- 下表は粗大ごみの組成調査が実施された清掃活動で回収量された布団類の数量である。粗大ごみの組成調査が実施されるのは清掃活動全体の半数程度であるため、実際に荒川へ投棄されている布団類の数はさらに多いとみられる。
- ただし、荒川 CA で回収される布団・マットレス類には、一定量の一般市民による投棄分も含まれていると考えられる。

表 7-3 荒川 CA における布団・マットレス類の回収数（報告分のみ）

（単位：個）

	2018	2019	2020	2021
布団・マットレス類の回収数 *1	54	42	10	24
（参考）粗大ごみの回収数 *1	2,076	1,904	601	920

*1 粗大ごみの組成調査が実施された清掃活動における回収量

*2 2022 年に行われた粗大ごみの組成調査は 78 回（※荒川 CA の開催は全体で 139 回）



写真 7-12 河川敷生活者によって投棄された布団類

8. 行政・自治体等との情報共有と対策の検討

(1) 行政・自治体との情報共有

① 発生源対策の必要性

荒川河川敷では行政（国土交通省）主導の下、沿川自治体の全面的な協力を受けた清掃ボランティア活動が、規模を拡大しながら継続されてきた。これは、行政／自治体／市民（企業等含む）が三位一体となって河川環境の維持に取り組む、荒川独自のモデルである。さらに、近年の海洋プラスチック汚染問題への注目の高まりから、河川のごみを海洋流出前に食い止める有効な対応策としても、荒川モデル（「荒川 CA」）は注目されている。したがって、荒川 CA は河川/海洋ごみ問題の解決に向けた「対症療法」の代表例といえる。

一方、増え続ける海洋ごみに対して、ごみ自体を発生させない、または海洋へ流出するごみの量を減らす取り組み（発生源対策）の必要性を訴える声も大きくなっている。当会も環境省の調査事業への参加等を通して河川/海洋ごみの発生源対策にも力を入れている。そして、本事業では河川敷生活者によるごみ投棄問題の実態把握に努めた。

② 行政・自治体との情報共有の必要性

本編冒頭に記載したように、河川敷生活者が投棄するごみの問題は「見えにくく」「分野や管轄を横断する」ため、解決への道筋が見つけにくい課題となっている。しかし、河川敷生活者が河川に投棄したごみの一部は河川敷に漂着して荒川 CA の市民ボランティアによって回収されている。そして、荒川 CA で回収されたごみは、行政と沿川自治体によって回収・処理されるため、われわれは「荒川 CA」を通じてすでにこの問題に深く関わっている（図 8-1）。

この問題は解決の道筋が見えにくいからこそ、荒川に関わるあらゆる主体がこの問題の存在を認識した上で、解決に向けて一丸となって臨む必要がある。当会では本事業を通して現地調査等で可能な限りこの問題の実態把握に努めた。そして、本事業の調査結果については、河川敷生活者の人権や安全に最大限の配慮をしながら、可能な限り多くの関係主体と情報を共有することが必要であると考えている。

図 8-1 河川敷生活者のごみ投棄と荒川 CA との関係



(2) 地域政党との情報共有と問題解決に向けた意見交換

① 概要と目的

- 実施日：2022年3月24日（木）
- 実施場所：小松川市民ファーム共有会議室
- 協力者：江戸川・生活者ネットワーク（<https://edogawa.seikatsusha.me/>）
事務局長 新村 井玖子 氏

上述の通り、河川敷生活者による河川へのごみ投棄の問題については、これまで「見えない」課題としてほとんど顧みられることがなかった。また、河川敷生活者に関わる問題は、人権や安全への深い配慮が必要であるため、公にする際には慎重な判断や行動が求められる。

そこで、この問題の解決に向けて、まずは地域政党との意見交換を行った。なお、意見交換を行った江戸川・生活者ネットワーク（以下「江戸川ネット」と表記）は江戸川区議会議員2名(2022年3月現在)を擁する地域政党であり、マイクロプラスチック問題にも深い関心を持って活動／発信をしている。

② 意見交換の概要

本報告書(案)については、意見交換の前に江戸川ネットの環境部会メンバーにも目を通してもらった。その上で、江戸川ネットとしてこの問題の解決に向けて区政へ提言できる点などについて、新村事務局長と意見交換を行った。



写真 8-1 新村事務局長との意見交換の様子

(ア) 本報告書に対する感想

a. 前年度調査との比較

- 前年度の調査報告によって河川敷生活者による由来するごみが河川敷に大量に存在することを知った。ただし、その実態については分からない点も多かった。
- 前年度の調査報告では実態を掴みきれない点も多かったため、江戸川ネットから調査報告を共有した路上生活者の支援団体からは「ホームレスバッシングにつながるのではないか」という不安の声が出ていた。
- 今年度の調査報告は可能な限りの綿密な調査が行われており、河川敷生活者によるごみ投棄の実態報告として納得できる内容になっている。

b. 内容に関する個別の意見・感想

- 「ホームレス」というのは「(住居を失った) 状態」を指す言葉である。そのため、「ホームレスによる河川へのごみ投棄」というタイトルには違和感がある。一方、本編で使用されている「河川敷生活者」という言葉は状況を的確に表している。
→ (ACF) 報告書のタイトルにも「河川敷生活者」を用いる。
- 荒川と周辺市街との高低差による排水機場でのごみ回収や支川や水路との合流がないからごみが流れ込みにくい、という視点にはなるほどと思われた。

(イ) 区政に提言・反映できる点

a. 管轄の違い

- 前提として、(河川敷を含む) 荒川は国土交通省の管轄(荒川と併流する中川は東京都の管轄)であるため、江戸川区に対応を求めても管轄違いということで対応してもらえない可能性はある。
- しかし、江戸川区としてごみの投棄問題を含む河川敷生活者の実態調査は行うべきだと考える。

b. 実態調査等を行う上での体制の構築

- 全国の自治体では清掃に関わる業務の委託化が進んでいる。江戸川区の清掃課では2001～2020年度までの20年間にわたって退職不補充が続いており、清掃課専門職員の新規採用が行われなかった。この状況に対して江戸川ネットが専門職員の必要性を訴えてきたこともあり、2021年度に4名の新規専門職員の採用が実現した。
- 河川敷生活者のごみ投棄の実態調査や、今後発生が予想される災害時のごみ処理等については、定型業務外の判断ができる清掃部門の専門職員が必要である。現状では路上生活者の対応は主に「土木部」が行っている。福祉等の支援については「健康部」も関わっている。しかし、実態把握のためには「清掃課」を含む部署横断的な体制の構築が必要である。
- 江戸川区ではごみ回収に伴う収集車の見回りネットワークを区政や区民サービスに活用することが検討されているように、ごみ問題は区政のあらゆることにつながっている。そのため、河川敷生活者のごみ投棄の実態把握やそのための部署横断的な体制の構築、専門的な職員の拡充などを今後も訴えていきたい。

c. 「定点へのごみ出し・回収について」

- 江戸川ネットでは、河川敷生活者の定点へのごみ出しとその回収の必要性を訴えてきた。
- しかし、本報告書にあるように足立区で回収が行われているのであれば、江戸川区でも回収してもらえる可能性がある。河川敷生活者による河川へのごみ投棄の根本的な解決にはならないが、他地区での回収状況などを確認して江戸川区での回収も引き続き訴えていきたい。

d. その他

- 河川敷生活者による河川へのごみ投棄問題を根本的に解決するためには、河川敷生活者の人数を減らさなければならない、という点はその通りである。ただし、河川敷に限らず、路上生活者の中には障害保有者の存在や、年金受給や施設入所を嫌う人も多い。こうした人々への対応は慎重に行わなければならない。
- 「いつでもできるゴミ拾い」の拠点が江戸川区の河川敷にはない(※小松川橋橋梁下流左岸には「ゴミの仮置き場」のみ設置されている)。江戸川区でも他の自治体のように専用のごみ袋の配布とごみの回収拠点を設けることで、「いつでもできるゴミ拾い」の仕組みを活用できると考える。

9. 本事業の総括

本事業では、これまで「見えない」問題となっていた「河川敷生活者によるごみの投棄」について、現地調査に基づいて可能な限りの実態把握を試みた。その結果、河川敷生活者に由来する多くのごみが荒川に流出している状況が見えてきた。

河川敷生活者が排出したごみが荒川の河川敷に積み上がる光景を見て問題意識を抱く人は多い。しかし、河川／海洋環境に最も悪影響を及ぼす「河川に直接投棄されるごみ」については、「見えない」ため、人々に問題として認識されることはない。しかし、河川敷生活者が投棄したごみの一部は河川敷に漂着して、荒川 CA のボランティア等によって回収され、行政/沿川自治体によって処分されている。このように、多くの人々が知らず知らずのうちにこの問題に関わっているのである。

「ごみ問題」には社会のあらゆる課題が集約されるため、その構造が複雑になりやすい。河川敷生活者によるごみ投棄の問題はその最たる例と言える。また、「被害者」の存在が見えにくいことも、この問題を人々から「見えない」ものにする一因となっている（表 9-1）。

表 9-1 この問題が抱える要素と「見えにくい」被害者の存在

この問題が抱える要素 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷生活者の居住・移転の自由、思想・良心の自由 ・貧困問題、福祉支援の限界 ・河川敷におけるごみ回収の難しさ ・河川敷生活者の高い障害保有率に起因する行政指導の難しさ ・人々から「見えない」問題 ・「直接的な被害者」がいない問題
↑	↓
被害者／被害物 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川/海洋環境と、そこに関わる生物（人類を含む） ・海洋汚染によって被害を受ける将来世代

繰り返しとなるが、多くの人々は「荒川 CA」という仕組みを通じてこの問題にすでに関わっている。荒川 CA は 1994 年から 30 年近く続く取り組みであり、その参加者は延べ 24.5 万人に上る⁴⁹。これだけの参加者がごみを拾い続けても荒川のごみがなくなることはない。この事実は、ごみを拾うという「対症療法」の限界と、ごみの発生源対策という「原因療法」の重要性を示している。荒川 CA は参加者に河川／海洋ごみ問題を「自分事」として向き合うきっかけを提供する素晴らしい仕組みである。しかし、自分が拾っているごみの一部が、近くで暮らす河川敷生活者によって投棄されたかもしれないことを認識している参加者はほとんどいない。この状況は、目の前に落ちているごみを拾うだけでなく、ごみの発生源についても向き合わなければならないことを示す顕著な例と言える。

⁴⁹ 1994～2021 年における参加延べ人数

もちろん、荒川下流域に漂着するごみの発生源は河川敷生活者だけでなく、荒川上流域の市街地から流れ込むごみや、一部の一般市民による投棄ごみも含まれている。これらも含めて、まずは発生源の実態把握と、それぞれの発生源に対する対策が必要である。そして、発生源の実態把握という点で本事業が少しでも貢献できれば幸いである。

なお河川敷生活者の中には自身が排出するごみを街中のごみ集積所に置いて処分する例や、本編中に記載したように行政/自治体に回収されやすいように河川敷の定点に排出する例も見られる。これらの行為も法的・道義的に問題をはらんでいることは間違いないが、「河川敷生活者」としてひとくくりにできないことも示している。こうした例からもわかるように、まずは丁寧な実態調査と、個別の実態に基づく慎重な対応が求められている。

10. (参考) GIS を利用した調査

① 河川ごとの指標データの作成

(ア) 指標データ作成の目的

GIS(地理情報システム)を用いて河川の調査を行うためには、各地点についての指標が必要である。昨年度は荒川の河口から 30km 上流までのデータを作成したが、今年度は他の都市河川についても同様のデータを作成した。なお、作成したデータは Web サイトで公開することにより、広く利用されることを目指した。

なお、指標データは無料利用が可能な Google Earth Pro への取込みを想定して KMZ 形式で公開した。また、Web サイトではデータのインポート手順についても解説している。

★ACF Web サイト内「**河川を「見える化！」プロジェクト**」

<https://cleanaid.jp/knowledge#sec5>

(イ) 指標データの作成方法

「国土交通省 国土地理院の治水地形分類図」(公開データ) から作成した。

https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc_index.html

② 作成・公開している河川の指標データ

(ア) 東京都市圏

- 荒川下流 (河口～30km の両岸)
- 荒川上流 (河口から 30～89.6km の両岸)
- 江戸川 (河口～47.0km の両岸)
- 多摩川下流 (河口～36.8km の両岸)
- 多摩川上流 (河口から 37.0～61.8km の両岸)

(イ) 名古屋都市圏

- 庄内川 (河口～59.6km の両岸)

(ウ) 大阪都市圏

- 淀川～宇治川 (河口～52.6km の両岸)